

新しい原子力規制体制に望む

平成 24 年 7 月 6 日
一般社団法人 日本原子力産業協会
理事長 服部 拓也

東京電力福島第一原子力事故により失墜した原子力安全行政に対する国民の信頼を回復するため、去る 6 月 27 日に「原子力規制委員会設置法」が公布されたことを評価したい。

法案審議の過程では、主に規制の独立性などの枠組みについて議論されたが、今後は安全規制の具体的中身を定める関連政省令などの検討が行われることになる。この機会にこれまでの我が国の規制制度の課題を抜本的に改善し、世界標準と比肩できる規制制度に改革されることを期待したい。世界各国も福島事故後の日本の規制制度の改革に注目している。当協会は昨年 8 月に規制改革の基本方針が閣議決定された際、規制組織が具備すべき重要な要件として、専門性、透明性と説明責任、および国際性の 3 点について見解を明らかにしたが、今回、あらためて次の 3 点を要望したい。

①国民の信頼回復

規制組織は、国民の信頼回復に着実に取り組むべきである。そのためには、事業者を指導・監督するにあたり、国際的動向など最新の知見を反映して、明確かつ科学的・合理的な判断基準に基づいた、わかり易い規制とし、それを国民に丁寧に説明する責任が求められる。

②現場の状況を踏まえた実効的な規制

本来、原子力安全は、事業者の自主的かつ継続的な取り組みによってはじめて確保されるものであるという前提に立ち、事業者の安全確保に対する取り組みの創意工夫を促すよう、細部にわたる書類による形式的な規制ではなく、現場の状況を踏まえた実効的な規制に重点を置くべきである。

特に、これまでのハード面（設備）中心の規制から、ソフト面（手順や体制など）の整備による、柔軟かつ効果的な規制を行うことで、発電所全体の安全性向上を図るべきである。

また、安全規制が炉規制法に一元化されたことを踏まえ、審査・検査制度の改善など規制の実効性向上が継続的に行われることが求められる。

③優秀な人材の確保と育成

規制に対する信頼性は、規制制度の内容と共に組織を構成する人によって決まると言っても過言ではない。規制委員会を構成する 5 人の委員は、人格高潔であって、専門知識、経験ならびに高い識見を有することが求められている。

また、委員会の事務局となる原子力規制庁の職員は高い専門性を有することが前提となることから、幅広い視野と専門的知見を持つ優秀な人材の確保と育成に格段の配慮が求められる。

最後に、原子力安全確保の第一義的責任は事業者にあることは論を待たない。事業者側もその活動の一環として、独立した立場から事業者の安全に対する取り組み状況を厳しく評価し、継続的に安全性の向上に向けて取り組むよう指導するなど、高い専門性と強い権限を有する新たな組織の設立を検討している。今回の福島事故の一因として、「想像力の欠如」、即ち、規制要求を満たしていれば安全は確保されるとの考えに陥ってしまったことが挙げられるが、国による規制の「お墨付き」をもらおうという発想から脱却し、自らの責任でより高みを目指して安全性の向上に取り組むよう、事業者側の意識改革が求められていることを忘れてはならない。

以上